

苫小牧市自治基本条例の見直しに係る審議方式について（案）

平成26年11月18日

審議方式について

（1）部会の設置について

苫小牧市自治基本条例（平成18年条例第39号）第29条の見直しに係る審議については、苫小牧市民自治推進会議規則（平成19年規則第2号）第5条の規定により、部会（自治基本条例の見直し検討部会）を設置し、部会に審議を一任する。

部会では、条文検討を重点的に行うこととする。また、部会での検討内容については、必要に応じて本体会議（苫小牧市民自治推進会議）に報告する。

（2）本体会議（苫小牧市民自治推進会議）での審議について

本体会議に報告される部会での検討結果については、最終的に本体会議の了承を得ることとする。

本体会議では、苫小牧市における市民自治及び市民参加について幅広く議論を行い、最終答申に反映させる。

苫小牧市民自治推進会議規則（平成19年規則第2号）（抄）

（部会）

第5条 推進会議は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。

《イメージ》

本体会議（市民自治推進会議）

部会（自治基本条例の見直し検討部会）

苫小牧市における市民自治・市民参加について

条文検討

